

伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 6 月 2 9 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 1 8 号

伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市市税条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条の 9 第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第 3 1 4 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 3 6 条の 3 の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

第 3 8 条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第 1 項中「によって」

を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条第2項中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合計額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道

路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

16 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第15条の2の2第4項及び第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定（この条例による改正後の伊勢崎市市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条第2項、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2第4項及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の伊勢崎市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき伊勢崎市市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した

同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

伊勢崎市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月29日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第19号

伊勢崎市立学校設置条例の一部を改正する条例

伊勢崎市立学校設置条例（平成17年伊勢崎市条例第88号）の一部を次のように改正する。

別表1の部伊勢崎市立南幼稚園の項及び伊勢崎市立茂呂幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月29日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第20号

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市国民健康保険税条例（平成17年伊勢崎市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第24条中「第26条」を「第26条第1項」に改める。

第26条第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第6項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第7項、第8項、第10項から第13項まで、第16項及び第17項中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

附則第20項中「令和3年度分及び」を削り、「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」を「令和5年4月1日から令和5年12月31日まで」に改め、「（特別徴収にあっては、特別徴収対象年金給付の支払の日）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第20項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

伊勢崎市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月29日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第21号

伊勢崎市介護保険条例の一部を改正する条例

伊勢崎市介護保険条例（平成17年伊勢崎市条例第114号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「令和3年度分及び」を削り、「令和4年4月1日から令和

5年3月31日まで」を「令和5年4月1日から令和5年9月30日まで」に改め、「(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払の日)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第13項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

伊勢崎市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月29日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第22号

伊勢崎市体育施設条例の一部を改正する条例

伊勢崎市体育施設条例（平成17年伊勢崎市条例第128号）の一部を次のように改正する。

別表第1 伊勢崎市赤堀グラウンドゴルフ場の項の次に次のように加える。

伊勢崎市赤堀中央グラウンドゴルフ場	伊勢崎市西久保町二丁目88番地1
-------------------	------------------

別表第2 伊勢崎市赤堀グラウンドゴルフ場の項の次に次のように加える。

伊勢崎市赤堀中央グラウンドゴルフ場	通年	午前8時から午後7時まで	(1) 毎月の第2・第4火曜日で (2) 12月29日から翌年の3月末日まで（前号に掲げる日を除く。）
-------------------	----	--------------	--

別表第3中22の項を23の項とし、11の項から21の項までを1項ずつ繰り下げ、10の項の次に次のように加える。

11 伊勢崎市赤堀中央グラウンドゴルフ場
利用は、無料とする。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

伊勢崎市福祉作業所条例及び伊勢崎市障害者就労・自立支援施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月29日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第23号

伊勢崎市福祉作業所条例及び伊勢崎市障害者就労・自立支援施設条例の一部を改正する条例

(伊勢崎市福祉作業所条例の一部改正)

第1条 伊勢崎市福祉作業所条例(平成17年伊勢崎市条例第143号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

(伊勢崎市障害者就労・自立支援施設条例の一部改正)

第2条 伊勢崎市障害者就労・自立支援施設条例(平成27年伊勢崎市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月29日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第24号

伊勢崎市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（平成24年伊勢崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「又は第6条第1項」及び「(次号に規定する場合を除く。)」を削り、同項第3号中「第5条第1項」の次に「、第6条第1項」を加える。

別表第1に次のように加える。

国領町産業団地地区地区整備計画区域	伊勢崎都市計画国領町産業団地地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
-------------------	---

別表第2に次のように加える。

6 国領町産業団地地区地区整備計画区域

建築してはならない建築物	<ol style="list-style-type: none">1 住宅2 共同住宅、寄宿舍又は下宿3 店舗、飲食店その他これらに類する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2で定める運動施設5 カラオケボックスその他これに類するもの6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの7 図書館、博物館その他これらに類するもの8 神社、寺院、教会その他これらに類するもの9 公衆浴場10 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの11 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
--------------	---

	<p>1 2 自動車教習所</p> <p>1 3 畜舎</p> <p>1 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物を処理する施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）</p>
建築物の敷地面積の最低限度	1, 0 0 0 平方メートル（工場、事務所及び倉庫（倉庫業を含む。）に限る。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく伊勢崎都市計画国領町産業団地地区地区計画に関する都市計画の決定の告示の日から施行する。ただし、第15条第1項の改正規定は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行（前項ただし書の規定による施行をいう。）の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

伊勢崎市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月29日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第25号

伊勢崎市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第195号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表境消防署の項中「境萩原1753番地」を「境木島907番地」に改める。

附 則

この条例は、令和5年8月28日から施行する。

伊勢崎市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月29日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第26号

伊勢崎市火災予防条例の一部を改正する条例

伊勢崎市火災予防条例（平成17年伊勢崎市条例第197号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの
イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければなら」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りで」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の伊勢崎市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。